

令和3年第2回定例会 9月定期議会

教育民生常任委員会調査報告書

令和3年9月28日

教育民生常任委員会

教育民生常任委員会 活動状況

〔報告期間〕 令和3年5月14日～令和3年9月2日

日時	活動区分	内 容	頁
5.14(金) 11:10～11:35	協 議	《委員のみ》 ■正副委員長の選出 〔出席者〕 武田委員長ほか委員8名	—
6.11(金) 11:45～12:30	協 議	《委員のみ》 ■6月定期議会中における調査事項について ■年間活動計画について ■意見交換会について ■陳情書について 〔出席者〕 武田委員長ほか委員8名	—
6.25(金) 16:15～17:10	協 議	《委員のみ》 ■年間活動計画について ■6月定期議会中における調査事項について ■陳情書について 〔出席者〕 武田委員長ほか委員8名	—
7.1(木) 10:00～16:15	所管事務調査① (議案調査等)	《教育委員会》 ■登米市公民館条例の一部を改正する条例について ■登米市南方定住促進センター条例の一部を改正する 条例について ■繰越明許費繰越計算書について ■事故繰越し繰越計算書について ■令和3年度登米市一般会計補正予算(第5号)につ いて ■令和3年度教育委員会主要事業等について 《市民生活部》 ■損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分 の報告について ■繰越明許費繰越計算書について ■令和3年度登米市一般会計補正予算(第5号)につ いて ■令和3年度登米市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)について	—

日時	活動区分	内 容	頁
		<ul style="list-style-type: none"> ■東和地域福祉センター及び生きがい対応デイサービス事業について ■登米保健センターについて ■子どものための教育・保育給付の利用者負担額（保育料）について ■放課後児童クラブ利用料について ■令和3年度市民生活部主要事業等について <p>〔出席者〕 武田委員長ほか委員8名 教育委員会 小野寺教育長ほか11名 市民生活部 大柳部長ほか12名</p>	
7.5(月) 10:00~15:40	所管事務調査②	《教育委員会》 <ul style="list-style-type: none"> ■登米市立幼稚園の再編について ■登米市立小中学校の再編について <p>〔出席者〕 武田委員長ほか委員8名 教育委員会 小野寺教育長ほか8名</p>	—
	協 議	《委員のみ》 <ul style="list-style-type: none"> ■年間活動計画について <p>〔出席者〕 武田委員長ほか委員8名</p>	—
	所管事務調査③ (議案調査等)	《医療局》 <ul style="list-style-type: none"> ■令和2年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書について ■令和2年度病院事業会計決算見込みについて ■令和3年度医療局主要事業等について <p>〔出席者〕 武田委員長ほか委員8名 医療局 千葉病院事業管理者ほか11名</p>	—
7.7(水) 10:00~14:30	所管事務調査④	《市民生活部、建設部》 <ul style="list-style-type: none"> ■再生可能エネルギー発電事業者が実施する同事業に対する市の関わり(役割)について <p>〔出席者〕 武田委員長ほか委員8名 市民生活部 大柳部長ほか2名 建設部 菅原部長ほか3名</p>	5

日時	活動区分	内 容	頁
	協 議	<p>《委員のみ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■年間活動計画について ■登米市青少年問題協議会委員の推薦について ■宮城県市議会議長会秋季定期総会要望について ■岩手・宮城県際市町議会議長会定期総会要望について <p>〔出席者〕 武田委員長ほか委員 8 名</p>	—
7.15(木) 13:00～14:30 15:30～17:05	所管事務調査⑤	<p>《市民生活部、建設部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■バイオマス発電施設建設予定地について(現地調査) <p>〔出席者〕 武田委員長ほか委員 7 名 市民生活部 大柳部長ほか 1 名 建設部 菅原部長ほか 2 名</p>	9
	意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ■宮城東和バイオマス発電所建設計画について <p>〔出席者〕 武田委員長ほか委員 8 名 地域活性化団体「米谷のみらい」 7 名</p>	11
7.30(金) 10:30～12:20	意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ■登米保健所の体制や役割などについて <p>〔出席者〕 武田委員長ほか委員 8 名 登米保健所の存続を求める会 10 名 宮城県東部保健福祉事務所 登米地域事務所 泉所長ほか 4 名</p>	14
8.25(水) 10:00～12:30	協 議	<p>《委員のみ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「宮城東和バイオマス発電所建設計画について調査をを求める陳情」について ※意見交換会等のふりかえり ■「登米保健所の存続を求める会」について ※意見交換会等のふりかえり ■陳情書について ■現地調査について <p>〔出席者〕 武田委員長ほか委員 8 名</p>	—

教育民生常任委員会 活動概要

【所管事務調査④】

1. 日 時：令和3年7月7日(水) 午前10時～午後0時5分
2. 場 所：迫庁舎 3階 第2委員会室
3. 事 件：再生可能エネルギー発電事業者が実施する同事業に対する市の
関わり（役割）について
4. 参 加 者：委員長 武田 節夫、副委員長 熊谷 和弘
委 員 遠藤 真理子、永島 順子、曾根 充敏、日下 俊、
工藤 淳子、中澤 宏、田口 政信

(市民生活部) 部長 大柳 晃、
環境課長 島 靖幸、環境政策係長 佐藤 浩二

(建 設 部) 部長 菅原 和夫、次長 伊藤 勝、
住宅都市整備課長 阿部 信広、都市政策専門監 三浦 訓徳

(議会事務局) 主査 鮫名 克宏
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

■再生可能エネルギー発電事業者が実施する同事業に対する市の関わり（役割） について

（概要）

事業者が再生可能エネルギー発電事業などの実施に伴い、開発行為を行う場合に必要となる開発協議の進め方（手順）や適用範囲等について確認するとともに、本市において、今後、策定を予定している「（仮称）登米市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」の基本的な考え方について確認するため、調査を行ったもの。

1. 登米市開発指導要綱の概要

開発行為を行う場合、事業者は要綱に基づき事前に市長と協議を行う必要がある。協議の結果、合意に達した場合、事業者と市長は開発協定書を締結する。

それにより、事業者は市長が同意した協議内容の事業を実施することができる。

（1）目的

登米市開発指導要綱は、秩序ある土地の開発を行うことにより、登米市全体の均衡ある発展を図るとともに、健康で明るく住みよい街づくりに寄与することを目的としている。

（2）開発行為の定義

開発の目的を問わず、切土、盛土、地目変更等による「土地の区画の変更」「土地の形状の変更」「土地の性質の変更」を伴うもの。

（3）適用範囲

開発を行う土地の範囲が **1,000 m²以上**のもの。

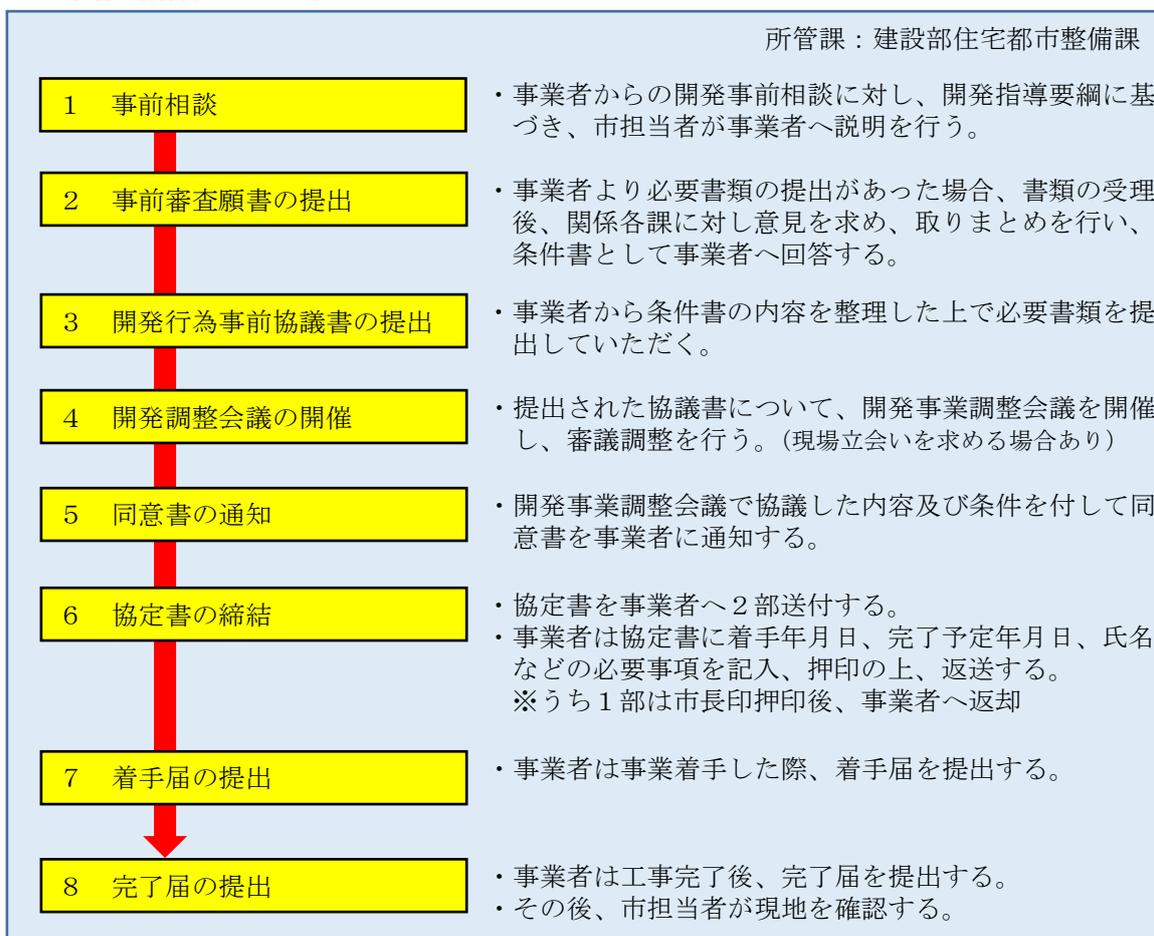
<参考>

都市計画区域内は 3,000 m²以上、同区域外は 10,000 m²以上の開発行為を行う際には都市計画法による開発許可が必要となり、知事への申請が必要となる。

（4）適用除外

農業、林業及び漁業を営む者又はこれらの団体が行う農業、林業又は漁業の生産活動上必要な開発事業については適用除外となる。

2. 開発協議の進み方



3. 「(仮称) 登米市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」の基本的考え方について

(1) 目的

国のガイドライン及び県のガイドラインを参考に策定するもので、登米市の良好な自然環境や生活環境の保全、災害の防止等に配慮した再生可能エネルギー発電設備の整備を推進するため、自然環境等の保全と再生可能エネルギー利用の調和を図るもの。

(2) 対象地域

市全域

(3) 対象事業等

発電出力 10kW 以上

【太陽光（太陽熱を含む）、風力、水力、地熱及びバイオマス】

※太陽光で建築物の屋根（屋上）設置及び抑制区域以外に設置する発電出力 50kW 未満の事業は除く。

(4) 要点

- ①発電設備の設置を行わないよう求める「抑制区域」を指定
- ②住民等を対象とした説明会の実施と理解が得られるように努めることを規定
- ③市への事前協議を規定
- ④設置に当たって、近隣住民の生活環境へ十分に配慮することを規定
- ⑤事業終了後の設備の撤去と原状回復に努めることを規定

(5) 策定のスケジュール

関係各課との調整や諮問機関である環境審議会での審議、パブリックコメント等の実施を経て、令和3年度内の策定を予定。

(所 見)

調査の中で、6月29日付の新聞報道に、東和町米谷地内にバイオマス発電所を計画している事業者が「迫町北方地内でもバイオマス発電所建設を計画していることがわかった」と報じたことについても質した。

国のガイドラインは事業計画の初期段階での関係自治体への情報提供など地元の理解を重視していることから「なぜ説明会が開かれていないのか」と質したところ、「事業者からは、今、開くと東和の計画を進めているので、混乱するためだと聞いている」との市担当者の答弁であった。これでは、市民軽視で計画が進んでいると言っても過言ではないと感じた。

市は、現状を踏まえ「(仮称) 登米市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」を今年度内に策定する予定であることを明らかにした。

しかし、「再生可能エネルギー発電設備の設置等」に関しては、近隣においても条例を制定している自治体があることを踏まえて、本市においても地域住民の生活環境を守るため、一日も早い条例の制定を目指すべきと考える。

教育民生常任委員会 活動概要

【所管事務調査⑤】

1. 日 時：令和3年7月15日(木) 午後1時～午後2時30分
2. 場 所：バイオマス発電施設建設予定地
(登米市迫町北方地内、登米市東和町米谷地内)
3. 事 件：バイオマス発電施設建設予定地について(現地調査)
4. 参 加 者：委員長 武田 節夫
委員 遠藤 真理子、永島 順子、曾根 充敏、日下 俊、
工藤 淳子、中澤 宏、田口 政信

(市民生活部) 部長 大柳 晃、
環境課長 島 靖幸

(建設部) 部長 菅原 和夫、
住宅都市整備課長 阿部 信広、都市政策専門監 三浦 訓徳

(議会事務局) 主査 鮫名 克宏、主査 大久保 潤一
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

■バイオマス発電施設建設予定地について（現地調査）

（概 要）

バイオマス発電施設の建設予定地（迫町北方地内及び東和町米谷地内の2カ所）及び関連施設等について、市担当者の案内のもと、現地調査を実施したもの。

東和町米谷地内への建設が予定されている施設では原材料として動植物性残渣を使用し、施設内での発電の過程で発生した処理水を南の沢川へ放出する計画となっている。



（所 見）

地域活性化団体「米谷のみらい」から、令和3年6月15日付で本市議会へ「宮城東和バイオマス発電所建設計画について調査を求める陳情」が提出された。

これを受け、市内のバイオマス発電施設の建設予定地の現地調査を実施した。米谷地内の相川地区周辺には南の沢川や大関川が流れており、自然環境豊かな地域である。さらに下流には大関浄化センターがある。

事業者は地元住民に対し説明会を開催しているが、処理水・臭気など多くの問題・課題があると感じた。

調査時点では、迫町北方地内及び東和町米谷地内のいずれの施設についても、正式な届出書類が本市へ提出されておらず、詳細な事業計画は不明であり、今後も継続して調査が必要と考える。

教育民生常任委員会 活動概要

【意見交換会】

1. 日 時：令和3年7月15日(木) 午後3時30分～午後5時5分
2. 場 所：米谷公民館 研修室
3. 事 件：地域活性化団体「米谷のみらい」との意見交換会
4. 参 加 者：委員長 武田 節夫、副委員長 熊谷 和弘
委 員 遠藤 真理子、永島 順子、曾根 充敏、日下 俊、
工藤 淳子、中澤 宏、田口 政信

地域活性化団体「米谷のみらい」
代表 菅野 忍 ほか6名

(議会事務局) 主査 鮫名 克宏、主査 大久保 潤一

5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

■地域活性化団体「米谷のみらい」との意見交換会

(概要)

東和町米谷地内において建設が予定されている「宮城東和バイオマス発電所」について、その施設内で発生した処理水を南の沢川へ排出する計画となっている。その計画について地域住民は、生活環境の悪化及び自然環境破壊等の重大な問題が発生するものと懸念しており、地域活性化団体「米谷のみらい」より令和3年6月15日付で本市議会へ「宮城東和バイオマス発電所建設計画について調査を求める陳情」が提出された。

今回は、地域住民の思いや地域の現状を把握するとともに、今後の進むべき方向性について調査するため、意見交換を実施したものの。

1. テーマ

宮城東和バイオマス発電所建設計画について

2. 主な意見等

- ・寝耳に水のごとく、バイオマス発電事業の計画が持ち上がり、処理水の放出予定地である南の沢川の相川地区の住民はもとより、飲料水を享受している米谷・錦織地区の住民、その他市内外の多くの方が不安や怒りの気持ちを抱いている。
- ・再生可能エネルギーによる発電事業は、本来であれば化石燃料の抑制や循環型社会への転換など、しっかりとした目的を持ってその土地の自然環境や生活する人々との調和を考えながら行わなければならない。しかし、現在の同事業は投機ビジネスの手段と化し、法整備が不完全なまま各地で乱開発が進み、地域に軋轢が生じているところもある。
- ・再生可能エネルギーはとても耳触りの良い言葉だが、判断をひとつ間違えれば環境破壊はもちろんのこと、地域コミュニティの崩壊など再生不可能な地域社会へつながっていく危険性があることを肝に銘じておくべき。
- ・事業者のこれまでの対応に対しての不信感が大きい。今後、事業者に対しての調査もお願いしたい。
- ・情報を共有することが大事である。今後、市、市議会及び地域住民の3者できちんと情報を共有したい。



(所 見)

出席した地域活性化団体「米谷のみらい」の方々からは、バイオマス発電事業計画に対して、処理水放流による生物多様性等自然環境や水道水、観光経済への影響に対する不安、さらには搬入される食物残渣への懸念、事業者への不信などの声が挙げられた。

これまで当委員会として、この件に関して、市担当部局への聞き取り調査、現地調査を行ってきた。陳情書の内容やこの意見交換会で出された住民からの意見、要望、懸念事項を踏まえて、今後、事業者への聴き取りなどを行い、さらに調査を進めたい。

教育民生常任委員会 活動概要

【意見交換会】

1. 日 時：令和3年7月30日(金) 午前10時30分～午後0時20分
2. 場 所：登米合同庁舎 5階 会議室
3. 事 件：登米保健所の存続を求める会及び登米保健所との意見交換会
4. 参 加 者：委員長 武田 節夫、副委員長 熊谷 和弘
委 員 遠藤 真理子、永島 順子、曾根 充敏、日下 俊、
工藤 淳子、中澤 宏、田口 政信

登米保健所の存続を求める会
代表 桜井 ひろ子 ほか9名

宮城県東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）
所長 泉 洋一 ほか4名

(議会事務局) 主査 鮫名 克宏

5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

■登米保健所の存続を求める会及び登米保健所との意見交換会

(概要)

登米保健所の存続を求める会は、県の組織改編に伴う保健所集約により登米保健所が石巻保健所の支所となることについて、人的配置が本所に集中することにより、保健所からの指導や助言、感染拡大や食中毒の発生など危機管理的業務などの対応に遅れが生じ、市民一人一人が安心して暮らせなくなることを懸念しており、登米保健所の存続と充実を求め、活動を行っている団体である。

今回は、登米保健所の求められる体制や役割などについて調査をするため、登米保健所の存続を求める会及び登米保健所との3者合同での意見交換を実施したものの。

1. テーマ

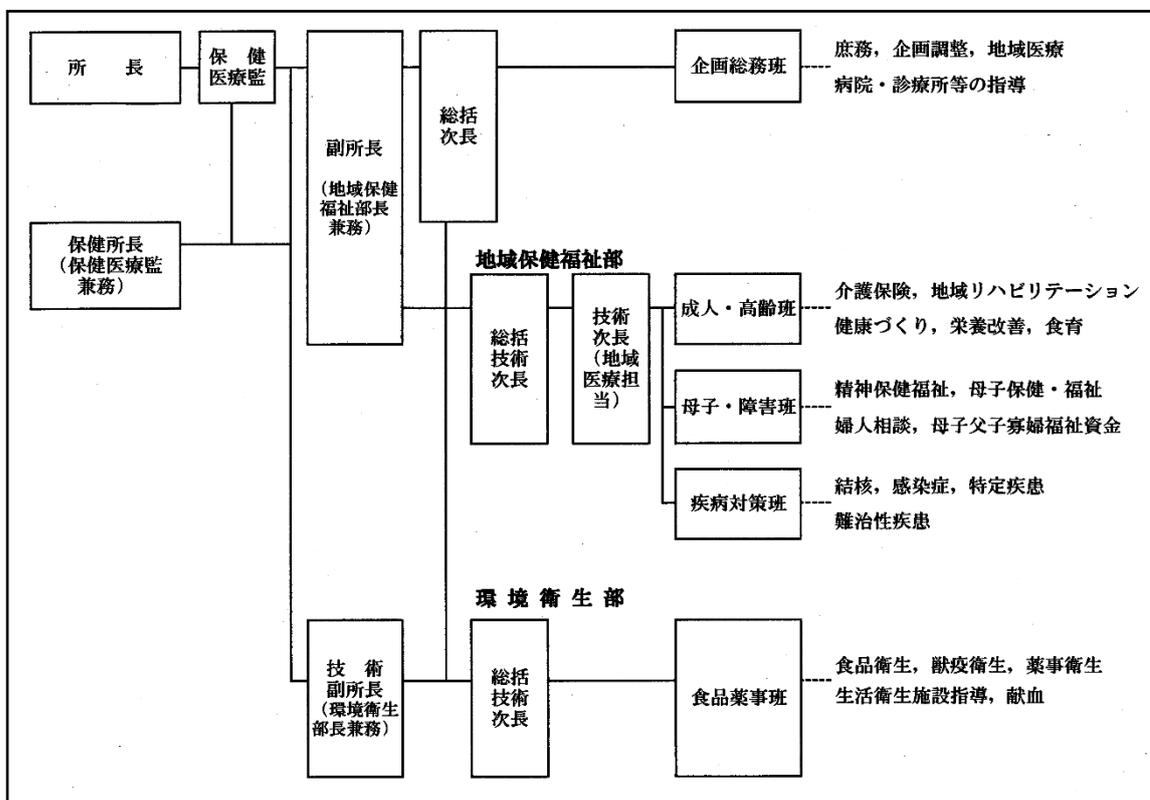
登米保健所の体制や役割などについて

2. 登米保健所の組織体制等について

意見交換会の前段として、登米保健所より調査時点における同保健所の組織と所掌事務及び基本方針などについて説明があった。

(1) 組織と所掌事務

【組織図】



【職種別職員数（39人）】

- ・事務 12人（うち再任用職員1人）
 - ・医師 2人（東部保健福祉事務所が本務）
 - ・保健師 6人（うち再任用職員1人）
 - ・管理栄養士 1人 ・作業療法士 1人
 - ・看護師 2人 ・獣医師 3人
 - ・薬剤師 1人 ・農芸化学 1人
 - ・会計年度任用職員（相談員等） 7人（コロナウイルス感染症関係含む）
 - ・会計年度任用職員（運転業務） 2人
 - ・会計年度任用職員（臨時事務補助） 1人
- ※ほかに会計年度任用職員：駐在2人（産業廃棄物適正処理監視指導員）

（2）基本方針

県では令和2年12月に「新・宮城の将来ビジョン」を策定しており、その中で政策推進の基本方向として「4つの柱」を示している。

【新・宮城の将来ビジョン 4つの柱】

- ①富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進
- ②社会全体で支える宮城の子ども・子育て
- ③誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり
- ④強靱で自然と調和した県土づくり

登米保健所では「4つの柱」のうち、「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」について、以下の7つを基本方針として定め、各種事業に取り組んでいる。

< 登米保健所 7つの基本方針 >

- ①子どもを生き育てやすい環境づくり
- ②安心できる地域医療の充実
- ③生涯を豊かに暮らすための健康づくり
- ④高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり
- ⑤障害があっても安心して生活できる地域社会の実現
- ⑥だれもが安全に、安心して暮らせる社会の構築
- ⑦ビジョン等の実現を支えるその他の取組

3. 主な意見等

【登米保健所の存続を求める会】

- ・東日本大震災から10年、この登米市内にも被災され心の傷が癒えていない方もいる。人口は減少しているが、実際にはケアを求めている方は増加している。地域密着のケアをするためには、この近くの保健所の役割がより一層求められている。
- ・人材の育成は非常に手間暇がかかる。まず、地域の中で暮らす住民の方々の生活や課題がきちんと見えていないと、保健所として具体的な指導ができないのではないか。
- ・既に支所になっている岩沼支所や黒川支所では、組織改編に伴う支所化により組織内の班数が減少している。登米保健所の場合はどうなるのか。この点が最も不安なところである。
- ・登米市民の命と健康を守るため、様々な複雑な思いを抱えながら仕事をしていることが理解できた。
- ・支所化ありき、予算削減ありきではない本当に目指す私たちの暮らし、保健所のありよう、市民のありようをつくっていきながら、命の問題の観点到に立ち、皆で考え合いたい。

【登米保健所】

- ・精神疾患を抱えた方々の問題については、本当に重点を置いて取り組まないといけない重要な問題だと認識している。
- ・現在の保健所の体制において、サービスを必要とされている全ての方々にきちんとサービスを提供出来ているのだろうかと感じている。
- ・支所化については、登米保健所と石巻保健所の間で機能分担、業務分担の整理をして、全体として管内で保健所機能を強化していくということを検討している状況である。その中で、住民サービスを維持するということで、各種の申請受付、相談業務といったところはこれまで通り登米で対応していく方向で検討している。



(所 見)

県においては、令和2年9月の県議会において「令和4年4月以降に登米、栗原両市の保健所を再編し、それぞれ石巻、大崎保健所の所管とし、両市には各種申請や相談業務が可能な支所を残す。また、令和3年度に再編する予定を新型コロナウイルス対策のため1年延期する」との答弁があったことから本市議会においては、本年1月に「登米保健所の体制充実を求める要望書(行政サービスの低下と市民の不安を招かないような組織体制の充実の要望)」を県知事に提出している。

登米保健所の存続を求める会の思いは、本市議会が県に提出した要望書に賛同するものの、延期ではなく再編計画を白紙撤回し、登米保健所が存続されることを強く求めるものである。

当委員会においては、県と登米保健所の存続を求める会の双方の考えを聴き取り、慎重に調査することとし、登米合同庁舎において、専門性を高めることにより効率的な運営としたい登米保健所の説明、サービスの低下を不安視する登米保健所の存続を求める会の心配の声を聴いた。

しかし、県の組織再編というテーマにおいては、登米保健所長の立場としての限界もあり、登米保健所の存続を求める会の心配を払拭する十分な説明とまでは至らず、今後も調査の継続が必要であると感じた。